

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

自治体名：泉北環境整備施設組合

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	6,988,088	固定負債	5,303,001
有形固定資産	6,988,088	地方債	4,884,786
事業用資産	4,945,071	長期未払金	-
土地	1,966,161	退職手当引当金	418,215
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	7,305,321	その他	-
建物減価償却累計額	-4,477,589	流動負債	566,036
工作物	597,259	1年内償還予定地方債	523,584
工作物減価償却累計額	-446,081	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	32,741
航空機	-	預り金	8,356
航空機減価償却累計額	-	その他	1,353
その他	-	負債合計	5,869,038
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	6,988,088
インフラ資産	931,959	余剰分(不足分)	-5,708,477
土地	101,859		
建物	-		
建物減価償却累計額	-		
工作物	2,907,142		
工作物減価償却累計額	-2,443,042		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	365,999		
物品	23,275,538		
物品減価償却累計額	-22,164,480		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	-		
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	-		
長期貸付金	-		
基金	-		
減債基金	-		
その他	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
流動資産	160,561		
現金預金	146,114		
未収金	55		
短期貸付金	-		
基金	-		
財政調整基金	-		
減債基金	-		
棚卸資産	14,391		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
資産合計	7,148,650	純資産合計	1,279,611
		負債及び純資産合計	7,148,650

行政コスト計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

自治体名: 泉北環境整備施設組合

(単位: 千円)

科目	金額
経常費用	2,408,470
業務費用	2,393,750
人件費	443,955
職員給与費	375,122
賞与等引当金繰入額	32,741
退職手当引当金繰入額	28,960
その他	7,130
物件費等	1,870,479
物件費	1,041,837
維持補修費	495,014
減価償却費	333,610
その他	16
その他の業務費用	79,315
支払利息	75,697
徴収不能引当金繰入額	-
その他	3,618
移転費用	14,720
補助金等	13,541
社会保障給付	-
他会計への繰出金	-
その他	1,179
経常収益	936,750
使用料及び手数料	432,997
その他	503,753
純経常行政コスト	1,471,720
臨時損失	-
災害復旧事業費	-
資産除売却損	-
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	1,471,720

純資産変動計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

自治体名: 泉北環境整備施設組合

(単位: 千円)

科目	合計	固定資産 等形成分		余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	978,015	6,846,536	-5,868,521	
純行政コスト(△)	-1,471,720		-1,471,720	
財源	1,773,316		1,773,316	
税収等	1,770,087		1,770,087	
国県等補助金	3,229		3,229	
本年度差額	301,595		301,595	
固定資産等の変動(内部変動)		141,551	-141,551	
有形固定資産等の増加		475,162	-475,162	
有形固定資産等の減少		-333,610	333,610	
貸付金・基金等の増加		-	-	
貸付金・基金等の減少		-	-	
資産評価差額	-	-	-	
無償所管換等	-	-	-	
その他	-	-	-	
本年度純資産変動額	301,595	141,551	160,044	
本年度末純資産残高	1,279,611	6,988,088	-5,708,477	

資金収支計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

自治体名: 泉北環境整備施設組合

(単位: 千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	2,091,244
業務費用支出	2,076,524
人件費支出	462,503
物件費等支出	1,534,705
支払利息支出	75,697
その他の支出	3,618
移転費用支出	14,720
補助金等支出	13,541
社会保障給付支出	-
他会計への繰出支出	-
その他の支出	1,179
業務収入	2,654,812
税込等収入	1,714,833
国県等補助金収入	3,229
使用料及び手数料収入	432,997
その他の収入	503,753
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	563,568
【投資活動収支】	
投資活動支出	475,162
公共施設等整備費支出	475,162
基金積立金支出	-
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	55,253
国県等補助金収入	-
基金取崩収入	-
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	-
その他の収入	55,253
投資活動収支	-419,909
【財務活動収支】	
財務活動支出	558,024
地方債償還支出	552,879
その他の支出	5,145
財務活動収入	415,100
地方債発行収入	415,100
その他の収入	-
財務活動収支	-142,924
本年度資金収支額	734
前年度末資金残高	137,023
本年度末資金残高	137,757
前年度末歳計外現金残高	7,423
本年度歳計外現金増減額	933
本年度末歳計外現金残高	8,356
本年度末現金預金残高	146,114

注記

注記

【1】重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。
該当なし

・出資金のうち、市場価格がないもの出資金額をもって貸借対照表価額としております。
該当なし

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）
定額法を採用しております。
・無形固定資産
定額法を採用しております。

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金
該当なし
・賞与引当金
翌年度6月支給予定の期末・勤労手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。
・退職給付引当金
地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。
・損失補償引当金地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

⑥資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としております。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
税込方式によっております。

【2】重要な会計方針の変更等

①会計方針の変更

平成28年度より統一的な規準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しております。

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円に訂正しております。

②表示方法の変更

該当なし

③資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

【3】重要な後発事象

①主要な業務の改廃

該当なし

②組織・機構の大幅な変更

平成29年度末をもって廃棄物発電事業特別会計を廃止し、一般会計と統合しました。

③地方財政制度の大幅な改正

該当なし

④重要な災害等の発生

該当なし

⑤ その他重要な後発事象

該当なし

【4】偶発債務

該当はありません。

【5】追加情報

①対象範囲（対象とする会計） 一般会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

（地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

④表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合がある。